平成２１年（フ）第８５２号
兵庫県尼崎市築地２丁目１番27―502号
債務者　下元　規裕
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３１号
兵庫県西宮市生瀬町２丁目16番６号、営業所所在地兵庫県西宮市塩瀬町生瀬900
債務者　ビューティサロンマミ（マミ美容室）こと　坂野　昌子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６号
宮城県石巻市穀町16番11―902号
債務者　丹野美智子（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
宮城県東松島市大曲字横沼58番地７　Ａｎｎ’ｓ　ＨＯＵＳＥ101
債務者　橋本　浩司
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平72番地２　レオパレスサクシード208、前住所福島県白河市表郷金山字越堀58番地
債務者　鈴木美起雄（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
千葉県旭市仁玉2134番地８
債務者　井上　久幸
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
長野県安曇野市豊科南穂高3405番地４　細萱団地41－２、前住所長野県南安曇郡三郷村大字温3254
債務者　松岡　正久
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１６８号
長野県安曇野市豊科南穂高3405番地４　細萱団地41－２、前住所長野県南安曇郡三郷村大字温3254
債務者　松岡　佐代
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４４６号
福岡市城南区金山団地35番501号
債務者　黒木ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４８号
宮城県登米市豊里町後沢田40番地２
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１１７２号
千葉市稲毛区小中台町659番地　セキスト稲毛104号
債務者　前田奈津恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７６号
青森市南佃２丁目８番21号
債務者　木村　　守
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０９号
大阪府泉南郡熊取町七山東897番地の１―303
債務者　高畑　美鈴
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２０号
大阪府和泉市黒鳥町141番地の１コスモハイツ101号
債務者　増田　安男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
大阪府岸和田市春木若松町８番20―703号
債務者　戸石　直美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５２号
大阪府泉大津市東雲町11番６―1002号
債務者　平松　優美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７３号
大阪府和泉市唐国町２丁目６番７―402号
債務者　安部　令子（旧姓中津留）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係